

平成22年度

## 市の指名・納入業者の受付

提出期限は2月26日(金)まで

### ■建設工事・測量・コンサルタント等

平成22年度に市が発注する建設工事等の「一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書」の受付を行っています。

お申し込み、お問い合わせは、市監理検査課(市役所4階 32・2121、内線401番)まで。

### ■物品納入等

平成22年度に市が発注する物品等の「指名競争入札参加資格申請書」の受付を行っています。

お申し込み、お問い合わせは、市総務課管財係(市役所3階 32・2123)まで。

※なお申請書様式は、市のホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。

## 平日お越しになれない方のために

## 休日の納税窓口を開設します

市税務課では、仕事の都合などで平日窓口にお越しになれない方のために、左記の日程で臨時の納税窓口を開設します。

【開設日】 2月28日(日)、3月28日(日)

【時間】 午前8時30分から午後5時15分まで

※3月については、午後7時15分(2時間延長)まで

【場所】 小松島市税務課納税係①番窓口

### 【業務内容】

▼納付(市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・法人市民税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)

### ▼納税に関する相談

※ただし、納税証明書等の発行や課税に関する相談はお受けできません。

お問い合わせは、市税務課納税係(市役所1階 32・3928)まで。

## 「知っていますか? 野焼きの禁止」

### 「ゴミの野焼き」はやめましょう!

野焼きは法律で禁止されています。



野焼きとは、ドラム缶やブロック積み・地面に掘った穴などで焼却することです。「少しだから」「面倒だから」と、簡単にゴミを燃やしていませんか?

野外での焼却は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で一定の例外(農・林・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却等)を除いて禁止されています。

### 生活環境に支障がない場合に限り、例外として認められているのは左記のとおりです

- 災害の応急対策、火災予防訓練。
- 正月のしめ縄などを焼く、宗教、風習的なもの。
- 農・林・漁業を営むためにやむを得ないもの。

しかし、例外的に認められるだけで、野焼きを推奨しているわけではありません。ご近所が洗濯物を洗いなおさなくても済むように声をかけ、風向きや時間帯に注意するなどの最低限のマナーが必要です。また、焼却するとき、ビニールやプラスチック類が混ざらないよう、十分気をつけてください。

### ■周囲の生活環境に配慮をしましょう。

ゴミを燃やすと火災発生の原因になるばかりでなく、悪臭やばい煙が発生し、ご近所の迷惑にもなります。また、ダイオキシン類を発生させる恐れもあり環境に悪影響をおよぼしかねません。

### ■燃やさずに収集日に出しましょう。

ゴミは焼却せずに分別し、指定の曜日に出しましょう。また併せて、できるだけゴミを出さない工夫をし、ゴミの量を減らすようにしましょう。

## 野焼きは絶対にやめてください!!

お問い合わせは、市生活環境課(市役所4階 32・2147)まで。

